



登録教習機関の登録事項の変更について

次の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する労働安全衛生法第 47 条の 2 の規定による労働安全衛生法第 46 条第 4 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号、並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号 第19号  
登録教習機関の名称 奈良県立御所実業高等学校

【変更事項】

	変更前	変更後
代表者職氏名	校長 岡田 禎之	校長 石井 正幸

変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 15 日

奈良労働局長

